

## 海外有価証券オプション取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりインタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社が  
お渡しするものです。)

海外有価証券オプションについて、以下を御覧下さい。この書面には、海外有価証券オプション取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- オプション取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日までに、その時の市場動向に関係なくあらかじめ決められた特定の価格で買う権利又は売る権利を売買する取引です。ただし、期日まで待たずに、転売又は買戻しを行うことも可能です。
- 海外有価証券オプション取引は、海外の個別の有価証券を対象商品としたものであることから、権利行使が行われた場合には、権利行使価格において、オプション対象有価証券の売買が成立します。
- 海外有価証券オプション取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をも合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

### 手数料などの諸費用について

- 手数料や証拠金などの諸費用につきましては、「お取引にかかる諸費用等に関する契約締結前書面」を御覧下さい。

### 証拠金について

- ・ 海外有価証券オプション取引を行うにあたって必要な保証金等につきましては、以下のウェブサイトを御覧下さい。

([www.interactivebrokers.com/jp](http://www.interactivebrokers.com/jp))

### 海外有価証券オプション取引のリスクについて

海外有価証券オプションの価格は、対象とする海外有価証券の市場価格や対象となる指数、あるいは当該有価証券の裏付けとなっている資産の価格や評価額の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、対象とする有価証券の発行者の信用状況の変化等により、損失が発生することがあります。なお、オプションを行使できる期間には制限がありますので留意が必要です。さらに、海外有価証券オプションは、市場価格が現実の市場価格等に応じて変動しますので、その変動率は現実の市場価格等に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。したがって、海外有価証券オプション取引の開始に当たっては、下記の内容を十

分に把握する必要があります。

- 市場の状況によっては、意図したとおりに取引ができないことがあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができないことがあります。
- 市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。
- 海外有価証券オプションの対象となる海外有価証券が上場廃止となる場合には、当該有価証券オプションも上場廃止され、また、有価証券オプションの取引状況を勘案して当該有価証券オプションが上場廃止とされる場合があります。  
その際、取引最終日及び権利行使日が繰上げられることや権利行使の機会が失われることがあります。
- 対象有価証券が売買停止となった場合等には、当該有価証券オプションも取引停止となる場合があります。

#### <海外有価証券オプションの買方特有のリスク>

- 海外有価証券オプションは限月ごとの期限のある商品であり、買方が取引最終日まで  
に転売を行わず、権利行使日に権利行使を行わない場合には、権利は消滅します。こ  
の場合、買方は投資資金の全額を失うこととなります。

#### <海外有価証券オプションの売方特有のリスク>

- 売方は、証拠金を上回る取引を行うこととなり、市場価格が予想とは反対の方向に変  
化したときの損失が限定されていません。
- 売方は、有価証券オプション取引が成立したときは、証拠金を差し入れ又は預託しなければなりません。その後、相場の変動や代用有価証券の値下がりにより不足額が発生  
した場合には、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となります。
- 売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければなりません。  
すなわち、売方は、権利行使の割当てを受けた際には、コールオプションの場合には売  
付有価証券が、プットオプションの場合は買付代金が必要となりますから、特に注意が  
必要です。
- 所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を強制的に決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についてもお客様ご自身で責任を負うこととなります。
- 金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合や、金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差入れ又は追加預託や代用有価証券と現金の差替え等が必要となる場合があります。

## 有価証券オプション取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。

- ・ 有価証券オプション取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6（書面による解除）の規定の適用はありません。

### 有価証券オプション取引の仕組みについて

有価証券オプション取引は、各金融商品取引所が定める規則に従って行います。（各取引所で用語については異なる場合がありますが、制度の基本的な仕組みについては、ほぼ同一となっております。）

#### 1. 取引の方法

##### (1) 取引の対象

取引の対象は、金融商品取引所が選定した有価証券（以下「対象有価証券」という。）に係る次の 2 種類とします。

##### a. 有価証券プットオプション

権利行使価格で対象有価証券の売買単位の数量の有価証券の売付けを成立させることができる権利

ただし、対象有価証券に株式（投資口及び受益権を含む。以下同じ。）の分割等が生じた場合で、最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量が、対象有価証券の売買単位以外の数量に変更された銘柄については、権利行使価格で当該変更後の数量の有価証券の売付けを成立させることができる権利

##### b. 有価証券コールオプション

権利行使価格で対象有価証券の売買単位の数量の有価証券の買付けを成立させることができる権利

ただし、対象有価証券に株式の分割等が生じた場合で、最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量が、対象有価証券の売買単位以外の数量に変更された銘柄については、権利行使価格で当該変更後の数量の有価証券の買付けを成立させることができる権利

##### (2) 取引の期限

各金融商品取引所により異なります。詳細を確認するには、各金融商品取引所のウェブサイトをご参照下さい。

##### (3) 権利行使価格等の変更

- ・ 対象有価証券について、株式の分割、有償増資、売買単位の変更等が行われる場合、権利落ちの期日の前日に設定されている銘柄については、権利行使価格、最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の数量、建玉の数量を変更する場合があります。

##### (4) 制限値幅

- ・ 相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、対象有価証券の当

日の呼値の制限値幅と同一の制限値幅を設けています。

- 金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。

#### (5) 取引規制

金融商品取引所は取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置がとられることがあります。

- a. 制限値幅の縮小
- b. 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ
- c. 証拠金額の引上げ
- d. 証拠金の有価証券による代用の制限
- e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- f. 取引代金の決済日前における預託の受入れ
- g. 有価証券オプション取引の制限又は禁止
- h. 建玉制限

## 2. 権利行使

### (1) 権利行使日

有価証券オプション取引の権利行使には、アメリカン・スタイル及びヨーロピアン・スタイルの2種類あります。詳細を確認するには各金融商品取引所のウェブサイトをご参照下さい。

### (2) 権利行使の指示

権利行使の指示は、各金融取引所毎に異なります。詳細は、以下の当社のウェブサイト  
の”Options Exercise”のページを参照ください。

<http://www.interactivebrokers.com/en/p.php?f=deliveryExerciseActions>

### (3) 権利行使の割当て

金融商品取引清算機関（以下「清算機関」という。）は、金融商品取引業者から権利行使の申告があれば、当該銘柄の売建玉を保有する金融商品取引業者へ割当てを行い、割当数量を自己分と顧客の委託分とに区分して通知します。

顧客の委託分への割当ての通知を受けた金融商品取引業者は、所定の方法により、顧客に割り当てます。

## 3. 決済の方法

有価証券オプション取引の決済には、転売又は買戻しによる決済と権利行使による決済の2つの方法があります。

### (1) 転売又は買戻しによる決済（反対売買による決済）

有価証券オプション取引について、買建玉（又は売建玉）を保有する投資者は、取引最終日

までに、転売（又は買戻し）をすることにより決済することができます。

この場合、買建玉を保有する投資者（買方）は、売却代金を受け取り、売建玉を保有する投資者（売方）は、買付代金を支払うこととなります。

## （２） 権利行使による決済

有価証券オプション取引について、買方は、権利行使を行い買建玉を決済することができます。このとき、権利行使の割当てを受けた売方の売建玉も決済されることとなります。

この場合、権利行使を行った買方と権利行使の割当てを受けた売方との間で対象有価証券の売買が成立します。

なお、権利行使又は権利行使の割当てにより成立した対象有価証券の売買について、信用取引を利用することができます。

## ４． 建玉制限

顧客は、対象有価証券が同一のプットオプションの売建玉とコールオプションの買建玉の合計又はプットオプションの買建玉とコールオプションの売建玉の合計について、金融商品取引所が定める数量を超えて保有することができないこととしています。

ただし、建玉のうち対象有価証券等との組み合わせにより、リスクが限定されていると認められる建玉については、制限の対象から除外することができます。

詳細につきましては、各金融商品取引所のウェブサイトをご覧ください。

## ５． 上場廃止

対象有価証券が上場廃止になる理由等は、各金融商品取引所により異なります。詳細につきましては、各記入商品取引所のウェブサイトをご覧ください。

## オプション取引及びその委託に関する主要な用語

### ● 証拠金（しょうこきん）

オプション取引の契約義務の履行を確保するために差し入れ又は預託する保証金をいいます。

### ● 建玉（たてぎょく）

オプション取引のうち、決済が終了していないものを建玉といいます。また、買付けのうち、決済が終了していないものを買建玉といい、売付けのうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。

### ● 買戻し

売建玉を決済する（売建玉を減じる）ために行う買付けをいいます。

### ● 転売

買建玉を決済する（買建玉を減じる）ために行う売付けをいいます。

### ● 限月（げんげつ）

取引の決済期日の属する月をいいます。オプション取引では同一商品について複数の限月が

設定され、それぞれについて取引が行われます。

### 有価証券オプション取引に係る金融商品取引契約の概要

有価証券オプション取引については、以下によります。

- 海外市場における海外有価証券オプション取引については、インタラクティブ・ブローカーズLLCにて行われます。
- インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社は、海外市場における海外有価証券オプション取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理を行います。

### 金融商品取引契約に関する租税の概要

- ・ 個人のお客様に対する課税は、海外有価証券オプション取引に係る差金等決済から生じた利益は、雑所得として課税されます。
- ・ 法人のお客様は、法人税にかかる所得の計算上、課税方法が異なる場合がございますので、詳細に関しては税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

IB 外務員は税務に関する助言を提供する権限を与えられておりません。

金融商品取引契約に関する租税につきましては、税理士等の専門家にお問合せ下さい。

### 当社の概要

商号等	インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第187号
本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号 鉄鋼会館4階
加入協会	日本証券業協会
資本金	1,150,520 千円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成18年8月
電話番号	03-5645-3081（代表）